

## 下請け業者の雇用等に関する特記仕様書

第1条 下請け業者の雇用に当たっては、市内業者育成の見地から、市内業者を積極的に雇用を行うこと。

第2条 工事に使用する資材等は、県産品愛用運動推進の一環として、規格・品質・価格等が適正である場合には、市内において製造産出される資材を、また、これに該当するものがない場合は、市内業者が販売するものを優先的に使用するものとする。

第3条 仮設道路に使用する盛土について、監督員の指示により、他の公共工事の流用土を搬入することとなった場合は、この指示に従わなければならない。この場合は、設計変更の対象とする。

第4条 工事用看板の監督欄の電話番号は、36- とする。